

## CO<sub>2</sub>ゼロエミッション技術支援事業Q & A

令和7年4月

環境農業推進課

Question	Answer
問1 施用するバイオ炭の要件は。	千葉県環境負荷低減事業活動（農業分野）の実施に関する計画認定要領（令和5年3月30日安農第882号）に定める、下記のバイオ炭です。 『燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物』
問2 バイオ炭が要件を満たしていることをどのように確認するのか。	主に製造工程（製造機械など）を確認し、作られる炭がバイオ炭であるとみなせるか判断します。
問3 バイオ炭を自作する場合はどのような方法でも良いのか。	製造方法に定めはありませんが、問1の計画認定要領に記載の要件を満たすバイオ炭を作る必要があります。炭化器のカタログや先行研究等に照らし、上記が満たされるバイオ炭が製造できる手法であるか判断します。
問4 バイオ炭を自作する上での注意点は。	実施要領別紙3「製造工程」に記載のとおり、火災予防に十分留意するとともに、作業に先立ち市町村等の条例を確認し、必要な届け出を行ってください。
問5 (国庫) 環境保全型農業直接支払交付金との違いは何か。	CO <sub>2</sub> ゼロエミッション技術支援事業は、バイオ炭施用を初めて行う農業者、または始めて間もない農業者が、将来的に取組拡大するの上での支援を想定しており、1ほ場1回までの支援としています。 同じほ場で毎年継続的にバイオ炭施用を行う場合は、(国庫) 環境保全型農業直接支払交付金を検討ください。